

生命保険新商品の取扱い開始について

あおぞら銀行では、2017年8月1日（火）より生命保険の新商品の取扱いを、下記のとおり開始することをご案内いたします。

今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできる商品・サービスのご提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 商品概要

販売名称	外貨建・エブリバディプラス
正式名称	5年ごと利差配当付変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）
引受保険会社	明治安田生命保険相互会社
指定通貨	米ドル、豪ドル
契約年齢範囲	契約者：20歳～85歳（満年齢） 被保険者：0歳～85歳（満年齢）
特約・特則	円入金特約・円支払特約、円建終身保険移行特則
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括で保険料を払い込み、終身の死亡保障を得ることができる一時払終身保険。</li> <li>積立金は指定の通貨（米ドル・豪ドル）で運用され、固定利率で増加する。</li> <li>第1保険期間（契約日から5年間）の死亡給付金を抑えることで、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日から終身）の死亡保険金額が増加する。</li> <li>判定基準金額（一時払保険料の円換算額）に対する解約返戻金の円換算額の割合が、あらかじめ指定した目標値以上となった場合、自動的に円建の終身保険に移行する。</li> </ul>

※ご契約に際しては、契約締結前交付書面等を必ずご確認ください。

2. 商品選定理由

当行では、近時、お客さまの「のこす」、「そなえる」等多様なライフニーズにお応えすべく、生命保険商品ラインアップを強化してきました。一方、主に、円と比べて高利率の外国通貨で「ふやす」ニーズにお応えする外貨建一時払終身保険についてもお客さまから継続的にご支持いただいております。本商品は、契約日から5年経過後に増加する死亡保険金や、契約者専用WEBサイトでの引受保険会社による充実したアフターフォロー等、当行で既に取扱っている外貨建一時払終身保険とは異なる保障の充実や契約後の利便性といった特長があることから、より幅広い選択肢をお客さまにご提供できるものと考え、採用することとしました。

以上

<お問合せ先> （受付時間9：00～17：00※土・日・祝日を除く）

【お取引店】

本店	0120-096-231	上野	0120-268-231	京都	0120-101-860
札幌	0120-107-231	池袋	0120-099-511	大阪	0120-234-531
仙台	0120-198-231	千葉	0120-400-586	梅田	0120-812-468
新宿	0120-126-231	横浜	0120-458-084	広島	0120-550-430
日本橋	0120-031-608	金沢	0120-283-430	高松	0120-512-311
渋谷	0120-050-353	名古屋	0120-321-876	福岡	0120-100-835
フィナンシャルオアシス自由が丘（渋谷支店自由が丘出張所）			0120-036-600		
インターネット支店（*）（あおぞらホームコールで受け付けます。）			0120-250-399		

\*受付時間9：00～19：00（土・日・祝日を除く）

【生命保険商品をご検討されるお客さまへ】

- 当行は生命保険（第三分野商品含む）（以下、「生命保険」といいます。）の募集代理店です。生命保険の引受は、引受保険会社で行っております。
- 当行は生命保険契約締結の媒介を行います。ご契約は、生命保険会社が承諾したときに、お客さまと生命保険会社との間で初めて成立します。
- 生命保険商品は、預金保険の対象ではありませんが、生命保険会社が加入する生命保険契約者保護機構の保護の対象となります。万一、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した保険金額・給付金額・年金額・解約返戻金額等が削減されることがあります。
- ご検討にあたっては、生命保険商品の商品内容の詳細について、各商品の「商品パンフレット」、「契約概要／注意喚起情報（契約締結前交付書面）」、「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。
- 保険業法上の規定により、商品によっては、お客さまのお勤め先や当行への融資お申込状況等により当行ではお申込いただけない場合があります。

【預金等との違いについて】

- ご提案させていただく生命保険商品は、預金・金融債ではなく、元本の返済が保証されているものではありません。また、預金保険の対象とはなりません。払込いただく保険料は当行への預入ではなく、預金利息はつきません。

【他の取引への影響について】

- ご提案させていただく生命保険商品に関する取引が、当行におけるお客さまに関する他の業務および取引に影響を与えることはありません。

【費用について】

- 保険契約においてお客さまにご負担いただく諸費用のうち、主なものは以下のとおりです。
  - ① 保険契約関係費：契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用など、契約の締結・維持・管理に必要な経費
  - ② 資産運用関係費：投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用など、特別勘定の運用により発生する費用
  - ③ 解約控除：契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額（解約時のみ発生）お客さまにご負担いただく諸費用の合計は上記を足し合わせた金額となります。
- 外貨建保険については、保険料の払込みまたは年金・死亡保険金等のお受取りにあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料が上記の諸費用とは別にかかることがあります。
- お客さまにご負担いただく費用の種類やその料率は商品によって異なります。そのため具体的な金額・計算方法は記載することができません。詳しくは各商品の「商品パンフレット」、「契約概要／注意喚起情報（契約締結前交付書面）」、「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

【リスクについて】

- 共通：中途解約の場合は、契約初期費用、解約控除等によって解約返戻金などが払込保険料の総額を下回ることがあります。
- 変額保険：「特別勘定」の資産は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は払込保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 外貨建保険等：為替レートの変動により、受取時の円換算後の保険金額や解約返戻金が払込保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 市場価格調整（MVA）を利用した保険：市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金などに反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金などが払込保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。